

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 54 年 9 月

申立期間①については、昭和 54 年 4 月ごろ、母が A 市 B 区役所で国民年金加入手続をしたところ、その場で年金手帳が交付された。

申立期間②については、自ら加入手続をしているので、当初の期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて 3 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に加入以来、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、平成 6 年度分及び 7 年度分は保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 11 月 19 日に払い出されており、このころに加入手続が行われたと推認できることから、納付記録がある同年 10 月から 55 年 3 月までの納付書と一緒に申立期間に係る納付書も発行され、保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

亡くなった母が、申立期間の保険料はA町役場の職員にお願いして一括で納めていたと話していたことや将来年金を受給する時に3分の1の額を受給できると説明していたことなどを記憶しているので、この期間の年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が保険料の納付を依頼したとするA町の元職員は、当時、申立人宅の近所に居住し同町役場に勤務していたが、保険料納付の依頼を受けた記憶は無いとしている。

一方、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年4月から44年3月までは、申請免除期間と記載されている。

また、申立人は、亡くなった母から「将来年金を受給する時に、3分の1の額を受給できる。」と言われていたと述べており、申請免除手続を行ったことから、将来、年金支給額の3分の1を受給できるとの説明を受けていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月

5 年近く勤めた後、A 市に U ターンして会社設立までの間、国民年金に入るため、昭和 53 年 3 月 11 日に A 市役所の国民年金係のところに行き受付の印を押してもらい被保険者となった。

被保険者となった日に、申立期間の保険料を A 市発行の納付書により A 市役所で納付し、その後は同市役所で毎月納付した。

最初の 1 か月分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている。

また、A 市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の名簿作成日は昭和 53 年 9 月 11 日、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号の払出日は同年 9 月 30 日と確認できることから、このころに申立人が加入手続を行ったものと推定される。これによると申立期間は過年度における納付となるが、同市では「社会保険事務所の過年度納付書用紙を預かっており、必要性のある被保険者には発行可能だった。」と回答していることに加え、同市役所内に銀行の窓口があることから申立人の主張するように同市役所の建物内で納付することは可能であり、申立期間の保険料の額も申立人の記憶とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

A社を退社し、昭和48年10月ごろにB町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料も納付した。

保険料は申立期間を含めすべて納付しており、6か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人には、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和50年1月21日に払い出されており、申立期間についての納付は過年度納付となるどころ、B町の国民年金被保険者台帳（紙台帳）によれば、申立人の昭和49年度分の保険料（合計1万1,400円）は昭和50年1月に一括納付されていること、申立期間の保険料は合計4,350円であること、申立人の納付意識の高さなどから推察すると、申立期間の過年度保険料は、町役場で納付できないため、申立人が利用した記憶がある町役場近くの農業協同組合で納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年9月までの期間並びに63年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円及び13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、60年11月から61年9月までの標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に、63年8月及び同年9月の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月2日から平成元年8月1日まで
私は、昭和60年11月2日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、平成元年8月以降は支給されていた給与に見合った標準報酬月額（22万円）になっているが、申立期間については、低い標準報酬月額となっているので、調査を行って訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年9月までの期間は標準報酬月額11万8,000円、63年8月及び同年9月は標準報酬月額13万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、60年11月から61年9月までを11万8,000円に、63年8月及び同年9月を13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されていた標準報酬月額が昭和60年11月から61年9月までの期間並びに63年8月及び同年9月に

ついて、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 7 月までの期間及び同年 10 月から平成元年 7 月までの期間については、給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されていた標準報酬月額が一致していることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月20日から同年10月20日まで

A社に平成2年5月から同年10月まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年9月20日となっていた。

しかし、B厚生年金基金の記録では平成2年10月20日に資格喪失となっているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同基金の記録と同じとなるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B厚生年金基金及びC健康保険組合の記録により、申立人は、当該事業所に平成2年10月19日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録、当該事業所が保管している被保険者標準報酬決定通知書(副)及びB厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員台帳から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月

社会保険事務所から、申立期間の国民年金保険料は昭和 62 年 1 月 22 日付けで還付済みであると言われた。しかし、私には還付された記憶が無く、還付請求書を提出した記憶も無い。もし、還付されていればその通知書等の書類と領収書は併せて保管しておくはずだが、そのような通知書等はないので、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の領収証書から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、申立人は、昭和 61 年 10 月からは国民年金第 3 号被保険者となり、これ以降の保険料は納付する必要が無いことから、既に納付された申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間の保険料については強制被保険者として納付されたが、第 3 号被保険者に該当したことにより還付処理されたことが還付金額や還付決定日等とともに記録されており、この記録に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）において確認できる保険料還付の記録にも不合理な点は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの期間、61 年 8 月から 62 年 3 月までの期間、同年 6 月から平成 6 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 7 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 6 月から平成 6 年 8 月まで
④ 平成 6 年 10 月から 7 年 12 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、年度途中の 6 月まで納付してその後未納にするということは考えにくいことから、納付していると思う。

また、申立期間②から④までの国民年金保険料については、主に A 市の集金人を通じて納付し、同市役所又は社会保険事務所の窓口でも納付したことがある。特に、申立期間④については、平成 6 年 10 月に自宅が火災に遭い、同市役所へ相談し、納付したほうがよいとアドバイスされ、全期間ではないかもしれないが、納付した。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、年度途中の 6 月まで納付してその後未納にするということは考えにくいと主張するが、当該期間以前の昭和 49 年度においても 6 月まで納付し、その後未納となっていることなどから、当該期間を納付していたと推認することは困難である。

また、申立期間②から④までの保険料については、申立人は、主に A 市の集金人を通じて納付し、同市役所又は社会保険事務所の窓口でも納付したことがあると主張するが、いずれも納付対象期間、納付した時期等に関

する具体的な記憶が無いなど、納付の状況が明確でない上、申立期間④に係る同市役所に相談した後、保険料を納付したという主張についても、同市役所に照会した結果、当該事実は確認できなかった。

さらに、申立期間は4つの期間で合計116月と長期間である上、申立人の夫も当該期間についてはすべて未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年7月まで
昭和45年4月ごろ、私の夫が私の国民年金の加入手続を行ったが、申立期間の国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた町内会の代表者に納めていた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろ申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年12月25日に払い出され、49年2月8日に新規に任意加入していることが確認できることから、その時点で、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない。

また、現在の町内会の関係者は、「申立期間当時、町内会が国民年金保険料の集金をしていたということは聞いたことがない。」と証言している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの期間及び53年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで
② 昭和53年12月から54年6月まで

昭和42年8月から43年3月までの期間及び53年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

年金制度が大切なことはよく承知していたので、会社を退職するたびに、速やかに市役所や町役場の窓口に出向いて国民年金の加入手続きを取り、保険料は最寄りの金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料を納付していたことは間違いないので、この期間の年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月26日以降に、任意加入資格者としてA市で払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付できず、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は会社を退職するたびに、速やかに国民年金の加入手続きを取り、保険料を納付したと主張しているが、申立期間②については、加入手続きを取った時期、保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフ

イルム) 及び申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和 54 年 9 月 2 日に再び任意加入の資格を取得しており、申立期間②に任意加入していた痕跡は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間について、厚生年金保険加入期間にもかかわらず国民年金保険料が納付されていたと、社会保険事務所から還付請求書が送付されてきました。

昭和 48 年 3 月末から A 市の会社に勤務し始めており、国民年金の保険料を納付する環境にはありませんでした。

申立期間の国民年金保険料は納めていなかったもので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにも申立期間の保険料が納付されたことを示す記載が確認できる。

また、上記被保険者名簿には、申立人が B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、申立期間の国民年金保険料を還付する必要が生じた旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、A 市へ転居してすぐに B 社に勤務していたことをもって、国民年金の保険料を納付する環境にはなかったと主張しているが、上記被保険者台帳及び上記被保険者名簿によると、申立人が国民年金の住所変更手続を適正に行っていたことが確認でき、昭和 48 年度の納付書は A 市から発行されていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の B 社における厚生年金保険被保険者資格取得手続が行われたのは、昭和 48 年 6 月ごろであることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格取得手続が遅れていたために、納期限が近づいていた国民年金の保険料を納付したものと推測でき、社会保険庁の記録を

裏付ける事情ともなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和51年4月から54年1月まで

申立期間は、厚生年金保険に未加入の会社に勤めていた。生活は苦しかったが、老後が大変だと思い、国民年金保険料は一生懸命納めた。市役所から届いた納付書に基づき、妻が銀行で納めていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電算記録）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間①及び②については、申立人の国民年金保険料が納付されていることを示す記録は無く、社会保険庁のオンライン記録でも同様に未納となっている。

また、申立期間①及び②については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も未納となっている上、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、同人から保険料を納付しない旨の連絡があったことがうかがえる記載がある。

さらに、申立人の妻から保険料の納付方法を聴取しても、銀行で納付したという以外は記憶に無いと述べている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 7 月まで

私は、高校卒業後、知人の紹介でA社のB部門に入り、その後C部門に勤務した。給料は1万7,000円ぐらいだったことを覚えており、厚生年金保険料も天引きされていたと思う。A社が倒産したため退社したので、倒産処理の時に厚生年金保険の加入記録が漏れたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人はA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、同僚は、「申立人は勤務していたが、勤務期間は覚えていない。」と述べており、申立人も勤務期間に関する記憶が曖昧であることから、勤務の始期及び終期を特定することはできない。

また、当該同僚は、「A社のB部門は別の事業所が運営していた。」と述べていることから、当時の事業主を調査したが特定することはできなかった。

さらに、A社は、昭和44年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、申立内容を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、社会保険の適用事業所となった昭和30年12月1日から適用事業所ではなくなった44年10月25日までの期間に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 8 月ごろまで
私は、A社に昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 8 月ごろまで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

会社には、実兄のBや友人のCさんと一緒に仕事場に通っていた。兄やCさんとは仕事の内容が全く同じであり、勤務日数も同じであるのに、自分だけが厚生年金保険に加入していないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職のD社を退職してから、2か月から3か月後に申立てに係る事業所であるA社に入社し、申立人の実兄と同じ職場で働いたと主張しているが、その主張どおりの時点では、実兄は既に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、退職していると推定できることから、申立人の勤務時期についての記憶は定かでない。

また、申立人の実兄は、40年以上も前のことなのでよく覚えておらず、勤務期間については分からないと述べている上、元同僚からも申立人の勤務期間を確認できる証言等を得ることはできなかった。

さらに、A社は、個人経営で平成 17 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の長男は「父親は既に亡くなっており、資料も残っておらず何も分かりません。」と回答していることから、申立内容を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 11 年 10 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 60 年 6 月 1 日から平成 11 年 10 月 26 日までの標準報酬月額が、実際の給与の額よりも低い金額であった。

申立期間の給与明細書及び雇用保険の記録を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、申立人の保管している給与明細書において確認できる平成 4 年 12 月から 10 年 9 月までの各月における報酬月額に見合う標準報酬月額は、4 年 12 月から 9 年 6 月までは 50 万円、同年 7 月から 10 年 9 月までは 56 万円であり、一方、当該給与明細書において控除が確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、4 年 12 月から 6 年 10 月までは 24 万円、同年 11 月から 8 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までは 20 万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 4 年

12月から6年10月までは24万円、同年11月から8年9月までは22万円、同年10月から10年9月までは20万円であり、当該記録は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額よりも低い額となっていることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、給与明細書等が現存していない昭和60年6月から平成4年11月までの期間と、10年10月から11年9月までの期間については、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当時の関係書類等は破棄されていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 2 日から 48 年 2 月まで

私は、昭和 42 年 7 月 21 日から退職する 48 年 2 月まで、A社に在籍しており、自分の意思で未加入になった事実はありません。社会保険庁からの最初の「年金加入記録のお知らせ」には、同社での加入記録が無く、私からの再調査依頼によって、記録漏れが発見されました。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主は、「申立人は、臨時雇用であったが、昭和 43 年 2 月以降は働いていた記憶は無い。」と回答している。

また、当該事業所の被保険者名簿から同僚 5 名に照会したところ、そのうちの 1 名は申立人を覚えていたが、勤務期間等についてはよく覚えていないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 43 年 2 月 2 日に被保険者資格を喪失し、同年 8 月 15 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る当該事業所の雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 5 月まで
② 平成元年 4 月から同年 8 月まで

私は、ねんきん特別便を見たところ、A社及びB社に勤務していた期間の記録が無かった。

申立期間①については、A社から言われて年金手帳を持って行ったので、会社が厚生年金保険の手続をしたと思っていた。

申立期間②については、B社の面接で健康保険と厚生年金保険に加入させると言われたので、入社 of 1 か月か 2 か月後から厚生年金保険料を引かれていると思っていた。

これらの事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の証言から申立人が、A社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が保管する事業所名索引簿及び社会保険庁のオンライン記録から、A社の厚生年金保険の新規適用年月日は平成9年9月1日であることが確認できる。

また、事業主に照会したところ、当該事業所は、「平成9年9月から厚生年金保険に加入したので、申立期間は厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、健康保険はC健康保険組合に加入していたと述べているところ、事業主は、「C健康保険組合に加入したことはない。申立人は、正社員ではありませんでした。」と回答している。

申立期間②については、事業主及び同僚3名の証言から申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主及び申立期間②当時アルバイトであった同僚2名は、申立人が正社員ではなくアルバイトであったとしており、事業主は、「平成元年7月まで正社員以外のアルバイト等は社会保険に加入させていなかった。申立人は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していない。」と回答しているほか、当該同僚2名も同年8月1日から厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間②当時正社員であった同僚は、「申立人は、アルバイトであったため、厚生年金保険に加入できないことから、3、4か月で会社を辞めたのを覚えている。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所の申立期間の記録に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人の申立期間に係る当該事業所での加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の標準報酬月額が平成 12 年 2 月以降、24 万円から 15 万円に減額されていることが判明したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

事業所が保管する平成 12 年 5 月分の給与明細書によると、申立人は、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、上記給与明細書における給与支給額は、14 万 9,494 円となっており、雇用保険の記録における平成 12 年 6 月 30 日離職時点の賃金日額は、5,016 円と記録されていることから、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、15 万円であることが認められる。

また、当該事業所において社会保険関係事務を担当していた元上司から、当時、給与体系の変更が行われ、給与が減額された従業員が多数いたとい

う証言を得ている。

さらに、社会保険庁の記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 24 万円と記録していたところ、申立人が被保険者資格を喪失した平成 12 年 7 月 1 日より後の 13 年 5 月 8 日に、12 年 2 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 15 万円に引き下げているが、当該訂正処理について、前述の元上司から事情を聴取したところ、給与体系の変更が行われたが従業員の反対があったため、しばらく様子を見てから標準報酬月額の変更手続を行ったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における報酬月額は、社会保険庁の記録どおり、標準報酬月額 15 万円に見合う額であったと考えられ、平成 13 年 5 月 8 日に申立人の標準報酬月額に係る有効な訂正処理が行われたものと認められる。

したがって、平成 12 年 2 月から同年 6 月までの期間の、申立人の標準報酬月額として認定される額は、15 万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録の訂正をする必要は認められない。